

令和7年度 馬路村地域おこし協力隊（ゆず栽培等）募集要項

高知県馬路村は県東部に位置し、県境を挟んで徳島県と接する山村です。

ゆずを中心とした産業が盛んで、有名なゆず製品としては「ごっくん馬路村」や「ポン酢しょうゆ ゆずの村」などがあります。しかし、馬路村も全国の他の山間地域と同様に、後継者不足が大きな課題となっています。

そこで、今回農協とゆず農家で営農実習等ができる方を募集します。

最長3年間の実習が可能で、その間にゆず栽培等のノウハウを学んでもらい、その後、条件等が合えば農家等を引き継いで、営農等をする意欲のある協力隊を募集します。

1 募集人員 地域おこし協力隊 若干名

2 求める人材

- ① 馬路村が好きな方
- ② 農作業が好きな方
- ③ ゆずを栽培したいと考えている方
- ④ 馬路村に居住可能な方
- ⑤ 地域住民との信頼関係を築ける方

3 業務内容

- ① 農協及び農家の営農作業等の実習
- ② 地域活動
 - ・地域おこし協力隊としての取組の発信・PR（SNS等）
- ③ その他、村長が必要と認める業務及び活動に関すること

4 応募資格

- (1) 年齢満20歳以上概ね50歳程度以下の方
- (2) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から馬路村へ移し、住民票を異動させることが可能な方
- (3) 健康で明るく誠実に職務を行える方
- (4) 普通自動車運転免許を取得している方
- (5) パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方

5 勤務地

馬路村馬路地区

6 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：原則週5日間
- (2) 週労働時間：38時間45分（7時間45分×5日相当、休憩時間を除く。）

(3)勤務時間：相談の上決定

7 雇用形態・期間

- (1) 馬路村農協と雇用契約を結ぶこととなります。
- (2) 初年度の委嘱期間は委嘱日の属する年度末までです。次年度からも年度ごとに委嘱することができるものとし、最長3年までとします。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

8 報酬

馬路村農協との雇用契約に基づいて支給されます。

9 待遇及び福利厚生：

- (1) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
 - (2) 勤務時間中に必要な備品等は貸与します。
 - (3) 業務に支障がなければ、兼業を認めます。
- *馬路村で生活するうえでの移手段として、自家用車の持ち込みをお薦めします。

10 応募手続

- (1) 応募受付期間 随時受付
- (2) 提出書類（提出された書類は返却しません）
 - ・応募用紙（HP よりダウンロード）
 - ・履歴書（市販のもので可。写真添付）
 - ・レポート（A4用紙2枚程度で書式自由、パソコン可）
テーマ：「これからのゆず栽培について」or「これからの農業への思い」
※レポートにも最初に住所と氏名を記入してください。

(3) 申し込み・お問合せ先

〒781-6201 高知県安芸郡馬路村大字馬路 443 番地
馬路村役場地域振興課
電話 0887-44-2114
email : sinkou@vill.umaji.lg.jp

11 選考

- (1) 第1次選考
書類選考の上、応募者全員に文書で通知します。
- (2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に第2次選考試験（面接）を行います。日時等は第1次選考結果を通知する際にお知らせします。

なお、第2次選考に要する交通費及び宿泊費等は個人負担とします。

(3) 最終選考結果の報告

最終選考結果の報告は文書で第2次選考参加者全員に通知します。なお、合格した場合には、健康診断書を提出していただくこととなります（健康診断に係る費用は自己負担）。

※ 住民票の異動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。